

経 済 産 業 省
財 務 省
平成 2 1 年 4 月 1 日特殊関税の調査手続の透明性を向上させ、調査事務を円滑化
するため、政令及びガイドラインの改正を行いました

経済産業省と財務省等は、特殊関税の調査手続の透明性を向上させ、調査事務を円滑化するため、政令及びガイドラインの改正を行いました。その概要は以下の通りです。

経済産業省と財務省等は、昨年 12 月の特殊関税制度に関するワーキンググループ（以下「特殊関税WG」という。）の報告書及び関税・外国為替等審議会答申を受け、不当廉売関税等の特殊関税（注）について、濫用防止や規律強化の必要性と、今後の我が国における発動事案増加の可能性の双方の立場を視野に入れつつ、国民経済全体としてバランスの取れた制度運営を図る観点から、関連する政令及びガイドラインの改正を行いました（施行日は4月1日）。

（注）特殊関税とは、不公正な貿易取引や輸入の急増等が生じた場合に、通常の関税に加えて課する割増関税であり、不当廉売関税、相殺関税、緊急関税等があります。

○ 今回の改正のポイント

- 特殊関税の課税の求めや調査開始の手続、暫定措置等の前提となる「仮の決定」の手続等について明確化しました。
- 証拠を提出する際の提出様式や調査当局から利害関係者に送付される質問状の標準様式を作成し、課税の求めの提出書面の作成の手引きの改訂等を行いました。
- このような改正を行うことにより、調査手続の透明性向上や調査事務の円滑化を図りました。

○ 今後とも、今回の改正による効果を見極めつつ、更なる特殊関税の制度・手続の改善に引き続き取り組んでまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 中園

担当者： 金野、宇田川

電 話： 03-3501-1511（内線 3256）

03-3501-3462（直通）

(改正を行った政令及びガイドライン等)

【特殊関税関係】

1. 政令

相殺関税に関する政令
不当廉売関税に関する政令
緊急関税等に関する政令

(注)「相殺関税に関する政令」、「不当廉売関税に関する政令」、「緊急関税等に関する政令」は、それぞれ、「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 21 年政令第 110 号)の第六条、第七条、第八条として改正が行われている。

2. ガイドライン等

相殺関税に関する手続等についてのガイドライン
(別添 1) 課税の求め等の記載事項・記載要領例
(別添 2) 課税の求め等に際し添付する証拠の提出様式例
(別添 3) 秘密証拠等の要約の作成例
(別添 4) 調査開始後に提出する証拠の提出様式例

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
(別添 1) 課税の求め等の記載事項・記載要領例
(別添 2) 課税の求め等に際し添付する証拠の提出様式例
(別添 3) 秘密証拠等の要約の作成例
(別添 4) 調査開始後に提出する証拠の提出様式例
(別添 5) 質問状の標準様式

不当廉売関税(アンチダンピング関税)を課することを求める書面の作成の手引き

緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン

【輸入数量制限措置関係】

1. ガイドライン

貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置に関する手続等についてのガイドラインの制定について

※その他、有効期間の満了に伴い、以下の規程等が廃止されています。

- 1) 中華人民共和国を原産地とする繊維製品等の輸入に関する緊急の措置等に関する規程(平成 14 年経済産業省告示第 235 号)
- 2) 対中国繊維特別措置の運用についてのガイドライン(平成 14 年 5 月 31 日付け公表)